

2023-2025 年度 JICA 海外協力隊 駒ヶ根青年海外協力隊 派遣前語学訓練業務

(意見招請公示日：2022年9月26日) について、意見招請実施要項に関する意見・質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

通番	該当頁	該当項目	意見・質問	回答
1	P. 5	1. 業務の背景・概要 (3) 派遣前訓練の位置づけ ⑤2訓練所における派遣前訓練の実施分担 ア) 長期派遣者向け訓練	例として記載のある言語のうち母語としての指導者確保には難しい者もあり、第二言語としての指導者でも可なのか不明。また、海外招聘も可とあるが、選定に相当の期間を要する可能性がある。	別紙 業務仕様書(案)の3.(3), ①, エ)の通り、担当言語のネイティブ・スピーカー相当の言語運用能力を有していれば、第二言語としての指導者でも可能です。海外招聘の可能性もあることから、可能な限り早い段階で受講者が想定される言語をお伝えします。ただし、候補者の辞退や派遣国の情勢の変化などにより、言語やクラス数に変更がある点は予めご了承ください。
2	P. 7	2. 委託業務の内容 (1) 委託業務の概要 ②派遣前訓練実施回数・日数	授業は土日はないとのことだが、その他語学インストラクターの休暇についての取得は可能なのかどうか不明。	やむを得ず休暇を取ることは可能です。ただし、本件受託者は、当該講師担当クラス候補者への自習のための教材の提供、他クラスとの合同授業、別講師のスポットでの配置など、候補者の学習進捗に大きな影響を与えないよう代替手段も含めてご検討ください。本公示の際には上記内容を記載することを検討します。
3	P. 8-P. 9	2. 委託業務の内容 (2) 業務の対象範囲 ②受注者の具体的業務内容 ア) 総括責任者及び業務調整員の配置 及び イ) 語学インストラクターの配置	上記住居費用についての負担は本人負担となるのかどうか不明。(本人負担の場合どの程度なのか)	住居費用についてはJICAによる費用負担はありません。雇人に係る経費については人件費や一般管理費に含まれていると認識しております。
4	P. 11	2. 委託業務の内容 (2) 業務の対象範囲 ②受注者の具体的業務内容 オ) 語学クラスの運営・実施	言語(各企業の得意とする分野)に応札することは可能であるか。	言語毎の応札は不可です。ただし、要員全体の半数を超えない範囲での再委託は可能です。
5	P. 11	2. 委託業務の内容 (2) 業務の対象範囲 ②受注者の具体的業務内容 オ) 語学クラスの運営・実施	教科書は市販教材を使用することは可能であるか。その場合の事前確認(どのような内容の教材を使用すること)は必要であるか。	市販教材の使用は可能ですが、JICAの定める各言語のシラバスに準じた内容を教えていただきます。事前確認の必要はありません。また、全言語シラバスに沿ったJICA独自の教科書は用意があります。
6	P. 17-P. 18	4. 成果品及び支払い等	語学訓練実施業務費の具体的な支払いサイト(締め日と支払日)はどのようになっているのか不明。	原則として各訓練終了後(おおよその時期はP. 4, ③参照)、本件受託者が提出する業務実施報告書を検査した後に支払いとなります。 訓練終了日の翌日から起算して30日以内に業務実施報告書を提出していただきます。JICAは当該報告書の提出日の翌日から起算して30日以内に検査し、支払うべき額を確定し、受注者に通知します。その後受注者はJICAに請求書を提出し、JICAは請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払いを行います。 この内容は本公示の際、契約書案中に記載されています。
7	P. 19	【別送資料】	別送1~4 資料が見当たりません	必要な場合は送付しますのでその旨ご連絡ください。
8	別紙2 P. 3	3. その他留意事項 (3)	「ページ当たりの作業労働単価等」の割り出し方をご教示ください。 1. 教科書などの音声ファイルを作成する場合は、音声ファイル作成時間を総作業労働時間数に加えて、総ページ数で除すればよいでしょうか。 2. 「eラーニング」教材はページ数では表せませんが、どうすればよろしいでしょうか。	頂いたコメントを踏まえ本公示までに検討いたします。
9	全体	全体 派遣業法との関係	業務に派遣業法の規定する指揮命令権の問題はないのか不明。	JICAが労働者に対して直接指揮・命令をすることはありません。JICAは依頼等がある場合には総括責任者に対してそれを行い、総括責任者が業務調整員、語学インストラクターの管理を担当し、委託業務全体の円滑な実施のためのとりまとめを行っていただきます。